

平成24年11月30日

一般社団法人日本船主協会 殿
公益社団法人全国産業廃棄物連合会 殿
社団法人日本通関業連合会 殿
一般財団法人家電製品協会 殿
一般社団法人電子情報技術産業協会 殿
一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会 殿
一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション 殿
一般社団法人日本リユース機構 殿
大手家電流通懇談会 殿
日本リユース業協会 殿

経済産業省産業技術環境局環境指導室
環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

香港向け使用済み液晶モニター及び使用済み電池（使用済みノートPC等に内蔵されている使用済み電池を含む）等の輸出について（注意喚起）

我が国からは使用済み液晶モニター及び使用済みノートPC等に内蔵されている使用済み電池等（以下、「使用済み液晶モニター等」という。）がベトナム、香港などのアジア各国へ再使用名目で大量に輸出されています。

しかし、香港政府は使用済み液晶モニター等有害な部品や成分を含有する使用済み電気・電子機器の輸出入を特に厳格に規制しており、我が国から再使用名目で香港へ輸出された使用済み液晶モニター等であっても、香港政府によってバーゼル条約上の有害廃棄物と判断されるおそれがあります。また、それらが我が国へシップバックされる事案が最近複数発生しています。

実際に、シップバックされた貨物について、開披検査を実施したところ、再使用が不可能と考えられる貨物も含まれていたため、当該貨物について、鉛の含有・溶出試験を行ったところ、規制値を超えていた不適切な例もあります。

このような状況を踏まえ、香港向け再使用名目の使用済み液晶モニター等の輸出に際しては、再使用が可能かどうか改めて輸出前に確認していただくよう周知をお願いします。また、別紙1～4を参照の上、香港の規制（修理を行わず当初から再使用が意図されたものでない

限り、有害な部品や成分を含有する使用済み電気・電子機器を輸入する際には許可が必要)に十分留意していただき、輸出予定の貨物について、香港当局が再使用目的だと判断しうるか否か香港側の輸入者を通じて輸出者に確認していただくよう、周知をお願いします。

なお、使用済みブラウン管TV及び使用済みCRTモニターについては「香港向け使用済ブラウン管TV及びCRTモニターの輸出について（お知らせ）」（平成19年6月7日）でお知らせしましたとおり、引き続き香港の規制に十分留意していただくよう、御周知方お願いします。

<別紙一覧>

○別紙1：WASTE DISPOSAL ORDINANCE (Chapter 354)

Part: IVA CONTROL OF MOVEMENT OF WASTE INTO AND OUT OF HONG KONG

○別紙2：SIXTH SCHEDULE WASTE TO WHICH SECTIONS 20A(1) (a) AND 20B(1) (a) OF WASTE DISPOSAL ORDINANCE APPLY

○別紙3：SEVENTH SCHEDULE WASTE TO WHICH SECTIONS 20A(1) (b) AND 20B(1) (b) OF WASTE DISPOSAL ORDINANCE APPLY

○別紙4：Advice on Import and Export of Used Electrical and Electronic Equipment Having Hazardous Components or Constituents

<連絡先>

経済産業省産業技術環境局環境指導室

電話03-3501-4665（直通）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

電話 03-3581-3351 内線 6887